

広島県教育委員会教育長告示第一号

広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則（平成十九年広島県教育委員会規則第二号）第五条第二項の規定によって、広島県縮景園及び広島県立美術館の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年一月二十九日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

株式会社イズミテクノ 代表取締役 藤岡敏史

2 主たる事務所の所在地

広島市西区商工センター二丁目三番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
株式会社イズミテクノ	代表取締役	徳田 隆	株式会社イズミテクノ	代表取締役	藤岡敏史

三 変更年月日

平成二十一年一月五日